

正しい申告と納税は市民社会のルールです

浪速納税協会 だより

平成30年夏号（第23号）

公益社団法人 浪速納税協会・浪速区納税貯蓄組合連合会発行



暑中お見舞い申し上げます



夫婦岩（三重県伊勢市）



○ 社会見学会の開催（青年部会）

働き方改革など、青年部会員を取り巻く環境は大きな転換期にある中、創業百周年を迎えた「松下幸之助」氏の熱き思いに触れようと、6月9日(土)にパナソニックミュージアム（門真市）へ集合。

案内人の親切な説明で、松下氏の功績や懐かしい「三種の神器」に感動!!



○ 経営改善講習会等の開催

事業経営に活用いただくため、情報セキュリティの専門家を講師に招き、題目「情報セキュリティ10大脅威とその対策」を開催。熱心に聞き入る受講生!!

その他、署担当官による決算期別説明会、管内税理士によるテーマ別税法研修会等を開催!!

納税協会は税の最新情報をお届けし企業と地域社会の健全な発展を力強くサポートします。

新入会員を
ご紹介ください。

<http://www.nk-net.co.jp/naniwa/>

浪速納税協会

検索



署長着任のごあいさつ

浪速税務署長

おお くま
大熊

たけし
健

残暑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

私は、本年7月の定期人事異動により浪速税務署長を拝命し過日着任いたしました。前任の村崎署長同様どうぞよろしく願いいたします。

公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営について、深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

前任は国税庁でしたが、生まれも育ちも泉佐野市であり、高校の頃から南海本線を利用していた私といたしましては、いつも温かく、どこか懐かしい中に新たな魅力が加わった浪速の街に着任できたことを大変光栄に思っております。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑な実現」のため、平成31年1月から開始されるID・パスワード方式やスマホ利用といったe-Tax利用の簡便化などをはじめとするICTを活用した利便性の高い申告・納税の充実に取り組んでいくこととしております。

そのほかにも、平成31年10月の消費税率上げと同時に実施される消費税の軽減税率制度につきまして、円滑な実施に向けた周知・広報に引き続き取り組んでまいります。

しかしながら、これらの取組を実現させるためには、私どもの力だけでは到底成し得るものではなく、皆様方のお力添えが不可欠でございます。今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と会員の皆様方の事業のご繁栄とご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

浪速税務署 定期人事異動

税務署の定期人事異動が、7月10日付で行われました。幹部職員の異動は次のとおりです。

		(新) 幹部職員		転出者	
職名	氏名	前 任	氏名	前任署・職名	
署長	大熊 健	庁・監察官	村崎 尚弘	局・課税一部・機動課長	
副署長	角南 多喜夫	大阪国税不服審判所・副審判官	吉原 潤子	局・査察部・特別国税査察官	
特官(法)	和田 年司	尼崎署・特官(法人)・特官	志水 康二	湯浅署・署長	
総務課長	井上 浩紀	留任			
管運1	統括官 井原 一彦	留任			
管運2	統括官 松本 通夫	留任			
徴収	統括官 西山 明宏	左京署・徴収・統括官	前川 哲	和歌山署・特官(徴収)・特官	
個人1	統括官 山本 りゑ	留任			
個人2	統括官 植田 光典	留任			
特官(法)	恩田 勝広	留任			
特官(法)	渡辺 俊哉	局・調査第一部・特官・総括主査	上村 肇	退職	
法人1	統括官 岩城 壽計	左京署・法人1部門・統括官	柴原 光	明石署・法人1部門・統括官	
法人2	統括官 大田 悟	留任			
法人3	統括官 小山 祐紀恵	留任			
総務	補佐 黒川 淳史	福知山署・法人・総括上席	笹田 亮	堺署・法人5部門・統括官	
法人	連調官 尾堂 栄子	大阪国税不服審判所・総務第一係長	児玉 裕志	八尾署・法人3部門・統括官	

平成31年1月から“ID・パスワード方式”が導入！

e-Taxが簡単に！



スマホ申告も
できるニャン！
今すぐ**利用手続**
するニャン！

最寄りの税務署で

早めに手続き

をお願いします！

- ☺ 年明け以降、税務署窓口は大変混雑します
- ☺ 手続きの際、運転免許証などの本人確認書類が必要です

～こんなにワンだふる！～

🐾 スマホ・パソコンでかんたん送信！

🐾 カードリーダーライターも不要！

源泉徴収票など…

🐾 添付書類も提出不要！（自宅で保管）

いつでも、どこでも
申告できるワン！



平成31年10月1日～消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

《消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点》

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方 ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご確認ください。
免税事業者の方 軽減税率対象品目の売上げあり	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご確認ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

- 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
 ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-ho.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。



個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(金)です。

(第2期分の納期限は11月30日(金)です。)

【納める人】

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業(物品販売業等37業種)、第二種事業(畜産業等3業種)、第三種事業(医業等30業種)を行う個人

【納める額】

(前年所得金額 - 事業主控除額) × 税率 = 税額

- 事業主控除額 年290万円 ただし、事業期間が1年に満たない場合は月割額
- 税率 第一種事業 5%
第二種事業 4%
第三種事業 5% (あん摩等医業に類する事業は3%)

【納める方法】

納期は、原則として8月、11月の年2回です。8月に府税事務所から送付する納税通知書により各納期に納めます。11月に納める納付書は、8月送付時に同封しています。(年税額が1万円以下の場合、第1期分の際に全額を納付していただくことになっておりますので、第2期分の納付書は同封しておりません。)

【お問合せ先】

大阪市天王寺区伶人町2-7

大阪府なにわ南府税事務所 個人事業税課 電話 06-6775-1414(代)

なにわ南府税事務所のホームページ  クリック!

個人事業税の口座振替のお願い

個人事業税の納付には、便利で安全な口座振替制度をご利用ください。

口座振替依頼書等関係書類は、府税事務所に備えているほか、大阪府ホームページからもダウンロードできます。

「府税あらかると」 [リンク先](#)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/>

 クリック!

2025年 万博を大阪・関西へ

 クリック!

会議の開催及びイベント等参画の状況

[浪速納税協会：事業報告]

- 1月18日(木) 合同新年懇談会
(ホテルモントレグラスミア大阪) 【写真1】
- 2月2日(金) 新春講演会(講師：弁護士 山岸久朗氏)
(ホテルモントレグラスミア大阪) 【写真2】
- 3月23日(金) 正副会長会議・予算理事会
(ホテル一栄)
- 5月10日(木) 正副会長会議
(浪速納税協会2階会議室)
- 5月18日(金) 決算理事会
(ホテル一栄)
- 6月5日(火) 定時総会
(道頓堀ホテル)
- 7月19日(木) 合同正副会長会議
(ホテル一栄) 【写真3】



【写真1】



【写真2】



【写真2】

[浪速区納税貯蓄組合連合会：事業報告]

- 1月18日(木) 合同新年懇談会
(ホテルモントレグラスミア大阪) 【写真1】
- 1月27日(土) 消費税完納推進宣言式
(大阪木津卸売市場)
- 5月15日(火) 正副会長会議
(浪速納税協会2階会議室)
- 5月28日(月) 定時総会
(浪速納税協会2階会議室)
- 7月19日(木) 合同正副会長会議
(ホテル一栄) 【写真3】



【写真3】



【写真3】

[協会青年部会：事業概要]

- 1月9日(火) 十日戎「副船売り」
～11日(木) (今宮戎神社) 【写真4】
- 1月23日(火) 租税教室
(塩草立葉小学校) 【写真5】
- 1月25日(木) 合同ボウリング大会
(サンボウル) 【写真6】
- 2月13日(火) 定例会：清掃ボランティア活動
(浪速区周辺)
- 3月18日(日) 日本橋ストリートフェスタ
(でんでんタウン) 【写真7】
- 4月10日(火) 定例会：清掃ボランティア活動
(浪速区周辺)
- 5月23日(水) 青年部会「総会」
(ホテル一栄)
- 6月9日(土) 社会見学会
(パナソニックミュージアム)
- 6月12日(火) 定例会：清掃ボランティア活動
(浪速区周辺)
- 7月4日(水) 東淀川納税協会青年部会との交流会
(事前打合せ：ホテルクライトン新大阪)
- 7月14日(土) 青年部会ゴルフ大会
(シプレカントリークラブ)
- 7月21日(土) 屋外レクリエーション(BBQ大会)
(二色の浜 海浜緑地) 【写真8】
- 7月24日(火) 定例会：清掃ボランティア活動
(浪速区周辺)



【写真4】



【写真6】



【写真7】



【写真8】



【写真5】



【写真7】



【写真7】

[協会関係団体(あけぼの会)：事業報告]

- 2月2日(金) 新春講演会(講師：弁護士 山岸久朗氏)
(ホテルモントレグラスミア大阪) 【写真2】
- 2月2日(金) 臨時総会
(ホテルモントレグラスミア大阪) 【写真9】
- 6月14日(木) 役員会
(浪速納税協会2階会議室)
- 6月22日(金) 定時総会
(ホテルモントレグラスミア大阪)



【写真9】



【写真9】

説明会・研修会等の開催状況

【テーマ別税法研修会】

実施月日	講師	テーマ
2月6日(火)	税理士 安井 貴生	おさらい!知らないもったいない!中小企業の決算と優遇措置 ～所得拡大促進税制・経営強化税制とは?～
4月19日(木)	税理士 宅野 善郎	経理経験の少ない方(初任者)向け!基礎からわかる「消費税」 ～身近な税金「消費税」の基礎知識!～
6月26日(火)	税理士 烏野 佳子	社会人(初任者向け)に必要! 「税金」等の基礎知識



【ビジネス関連セミナー等】

実施月日	講師	テーマ
1月19日(金)	社会保険労務士 烏野 茂孝	経営者や労務担当者等が知りたい!労務管理のポイント
2月7日(水)	独立行政法人 情報処理推進機構 鈴木 春洋	職場に迫る脅威! 情報セキュリティ10大脅威とその対策



【説明会】(税務署共催)

実施月日	内容等
1月31日(水)	確定申告「税務研修会」
4月6日(金)	決算期別(2月、3月)法人税等説明会. 軽減税率制度説明会
5月16日(水)	決算期別(4月、5月、6月)法人税等説明会. 軽減税率制度説明会



説明会等の開催ご案内

《改正法人税法等説明会》

日 時	場 所
10月24日(水) 午後1時30分～3時30分	株式会社クボタ 本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

※会場には駐輪場、駐車場がありませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。

《年末調整説明会》

日 時	場 所
11月14日(水) 午後1時30分～3時30分	株式会社クボタ 本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

※会場には駐輪場、駐車場がありませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。

《消費税軽減税率制度説明会》

日 時	場 所
10月24日(水) 午後3時30分～4時30分	株式会社クボタ 本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47
11月14日(水) 午後3時30分～4時30分	株式会社クボタ 本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

※会場には駐輪場、駐車場がありませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。

《簿記教室》

日 時	講 師	受講料
9月11日(火) 10月 2日(火) 10月16日(火)	税理士 鳥野 佳子	会員:2,000円(テキスト代) 一般:5,000円(受講料・テキスト代)
10月26日(金) 11月 6日(火) 11月16日(金)		
各日とも午後2時00分～4時00分		

場所:浪速納税協会2階会議室

◆ 『 無料相談コーナー 』

相談は、当協会の会議室で行います。お気軽にご利用ください。

相 談	開 催 日 時	相 談 員	相 談 内 容
税 務	毎月 第2水曜日 又は 第4水曜日 (午後1時～4時)	税 理 士	税に関する相談から経理処理 や申告書作成などのアドバイス
人事労務	毎月 第3水曜日 (午後1時～3時)	社会保険労務士 行政書士	人事・労務・社会保険や年金等 に関する相談

※ 税務相談は開催日以外でもお受けします。事前にお問い合わせください！

納税協会へのご入会手続きは簡単です！

納税協会窓口の「入会申込書」に記入していただくだけで入会できます。会費は、法人・個人別に決められていますが、詳しくは、窓口、又はお電話でお尋ねください。



公益社団法人 **浪速納税協会**

〒556-0011

大阪市浪速区難波中3-14-14

TEL 06(6632)3730 FAX06(6634)1651

<http://www.nk-net.co.jp/naniwa/>

浪速納税協会だより 第23号 平成30年夏号

●発行所 公益社団法人 浪速納税協会 代表者 伊東 迪之・浪速区納税貯蓄組合連合会 代表者 阪中 雅博
〒556-0011大阪市浪速区難波中3-14-14 TEL (06) 6632-3730 FAX (06) 6634-1651

●ご意見をお寄せください。